

令和4年度 第203号
道路台帳構築業務

特記仕様書

明日香村 地域づくり課

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

本特記仕様書は、明日香村（以下「発注者」という）が委託契約を行う「令和4年度第203号道路台帳構築業務」（以下「本業務」）に適用されるものであり、受注者が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

第 2 条（業務の目的）

本業務は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、明日香村が管理する道路台帳図面のデジタル化を行い、現在利用している法定外公共物・道路台帳管理システムに搭載することで、今後の道路維持管理等の効率化に資することを目的とする。

第 3 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和5年3月24日までとする。

第 4 条（業務対象区域）

本業務の対象となる区域は、明日香村全域とする。

第 5 条（準拠する法令等）

本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令および規定等に準拠して行うものとする。

- （1）測量法および同法施行規則
- （2）道路法および同法施行規則
- （3）地方交付税法
- （4）国土交通省 道路施設現況調査提要
- （5）国土交通省 公共測量作業規程の準則
- （6）国土基本図式・同運用基準
- （7）地理空間情報活用推進基本法
- （8）個人情報保護法
- （9）明日香村財務規則および諸規則
- （10）その他関係法令等

第6条（配置技術者）

本業務の管理技術者は、技術士（建設部門（道路）又は総合技術監理部門（建設-道路）の資格を有する者で、道路台帳作成について高度な技術を保有し、十分な経験を有するものでなければならない。

照査技術者は、技術士（建設部門（道路）又は総合技術監理部門（建設-道路））又はRCCM（道路）の資格保有者とする。また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

第7条（疑義等）

業務の実施にあたり、本仕様書および準拠法令等に明記なき事項又は疑義が生じたときは、監督職員と受注者が協議を行い、監督職員の指示に従うものとする。

第8条（提出書類）

受注者は、業務の着手および完了にあたって、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）主任技術者届
- （3）業務実施計画書
- （4）作業工程表
- （5）資格証明書の写し
- （6）JISQ27001／ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証の写し
- （7）JISQ15001／Pマーク（個人情報保護マネジメントシステム）の認定の写し
- （8）完了届
- （9）納品書
- （10）その他発注者が指示するもの

第9条（資料の貸与）

本業務を遂行するにあたり必要となる以下の資料について、貸与するものとする。なお、貸与資料の取扱いについては十分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

- （1）道路台帳平面図 電子データ（TIFデータファイル）
- （2）道路台帳平面図データ（数値地形図データファイル形式）
- （3）認定路線網図データ（shapeデータファイル）
- （4）橋梁・踏切等の位置図 電子データ（TIFデータファイル）
- （5）道路台帳関連調書 電子データ（PDFデータファイル）
- （6）道路台帳関連調書 製本
- （7）都市計画図データ（数値地形図データファイル形式）
- （8）数値地形図データファイル説明書

(9) その他監督職員が必要と認めるもの

第10条（個人情報等の保護）

本業務で取り扱う個人情報および行政情報は、管理責任者ならびに保管場所を定め、情報漏えい、紛失等が無いよう、厳重に管理するものとする。

- 2 受注者は、JISQ27001／ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証およびJISQ15001（Pマーク）の認定を取得していることとし、その写しを提出しなければならない。

第11条（私有地への立ち入り）

本業務遂行のために他人の所有する又は占有する土地、施設等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地・施設所有者（もしくは占有者）の了解を得て迷惑を及ぼさないよう十分注意のうえ作業を行わなければならない。

- 2 現地にて第三者とのトラブルが発生した場合は速やかに監督職員に報告し、指示に従うものとする。
- 3 現地作業をする際には必ず身分証明書を携帯するものとし、提示を求められた場合は速やかに提示するものとする。

第12条（成果品の帰属）

本業務において作成した成果品は、原則、すべて発注者に帰属する。ただし、あらかじめ受注者又は受注者以外の企業等が著作権を保有するソフトウェアやデータ等の著作物および本業務にて構築したシステムのプログラムソースについては、この限りではない。

第13条（機密の保持）

本業務において知り得た情報等一切の事項を他者に漏らしてはいけい。また、発注者の許可なく第三者に閲覧、複製、譲与してはならない。

第 2 章 業 務 概 要

第14条（実施項目・数量）

本業務の実施項目は、以下のとおりとする。

（1）全体計画

① 計画準備	1式
② 資料収集整理	1式
③ 図面製本	1式
④ 報告書作成	1式
⑤ 協議打合せ（中間1回）	1式

（2）道路台帳更新

① 現況平面測量（デジタル）	7.5km
② 道路施設現況調査	7.5km
③ 測定基図作成	7.5km
④ 調書作成	7.5km

（3）既成図数値化

① 既成図数値化（55.0km×30m）	1.65km ²
② ハイブリッド編集	163.0km

（4）GISデータ作成

① 区間データ作成	93km
② 橋梁・踏切データ作成	1式

第15条（座標系）

本業務で作成する空間参照系は、次とおりとする。

- （1）準拠する座標系：世界測地系2011
- （2）水平位置：平面直角座標系第VI系

第 3 章 全 体 計 画

第16条（計画準備）

本業務を円滑に進める為、監督職員と十分な協議のうえ、作業全般にわたる作業順序および作業方法等を含む業務実施計画書を立案・作成・提出し、監督職員の承認を得るものとする。

第17条（資料収集整理）

本業務において必要な資料の収集、解析を行い、不足する資料が無いかなど確認を行い、後続作業で利用するために整理を行うものとする。

受注者は、資料を借用する際、借用書を取り交わすものとする。

第18条（報告書作成）

本業務において実施した作業内容等について、報告書として取りまとめるものとする。

第19条（協議打合せ）

業務着手時、業務の主要な区切りおよび業務完了時において行う打合せは3回とし、業務着手時および業務完了時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

第 4 章 道路台帳更新

第20条（現況平面測量（デジタル））

新規認定道路について、車載写真レーザ測量により実施するものとする。なお、車載写真レーザ測量で使用する機器は、（1）～（2）に示す性能要件を満たすものを用いるものとする。

- （1）一般社団法人・土木研究センターの性能確認証明書を有する軽自動車であること。
- （2）レーザスキャナの照射数は、100万点/sec以上であること。
- （3）レーザスキャナは、2機搭載すること。
- （4）全周囲画像は、1カメラあたり約500万画素以上で構成されていること。

第21条（道路施設現況調査）

道路台帳平面図データ作成に必要な施設等情報を現地にて確認するものとする。

第22条（測定基図作成）

前条までの調査資料等を基に、道路台帳平面図データ作成及び各種調書作成に必要な情報を記載した測定基図の作成を行うものとする。

第23条（調書作成（廃止路線含む））

前条で作成した道路台帳平面図データ及び測定基図をもとに、以下に示す各種調書の作成を行うものとする。

- （1）道路台帳
- （2）実延長調書
- （3）施設調書
- （4）国土交通省「道路施設現況調査提要」に関する調書
- （5）地方交付税算定基礎資料に関する調書
- （6）年間増減リスト
- （7）認定路線調書

第 5 章 既成図数値化

第24条（既成図数値化）

1) ジオリファレンス処理

道路台帳平面図デジタル化において計測基図となる道路台帳平面図電子データについて、図郭四隅に記載の座標値を用いて歪みの補正および位置情報を付加するものとする。

2) 道路台帳平面図デジタル化

ジオリファレンス処理を行った道路台帳平面図電子データを計測基図として、作業規程の準則、公共測量標準図式（地図情報レベル500および1,000 道路）に準拠し、道路敷内（道路管理区域内）において道路台帳平面図のデジタル化を行うものとする。

なお、「令和3年度 第203号 道路台帳システム構築業務」において作成した道路台帳平面図データとの接合処理についても行うものとする。

第25条（ハイブリッド編集）

道路敷外（道路管理区域外）の平面図については、都市計画図データを使用し、前条までに作成した道路敷内のデータとの接合処理を行うものとする。

なお、都市計画図データは、道路台帳平面図レベルに合わせて、文字や記号の大きさ、線幅などの編纂処理を行うものとする。

第 6 章 GISデータ作成

第26条（区間データ作成）

第5章にて作成した道路台帳平面図データを基にシステム搭載用の区間データ作成し、路線番号及び路線名称、区間番号等について属性情報を付与するものとする。なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

また、作成した区間データは、現行システムに搭載し、動作確認を行うものとする。

第27条（橋梁・踏切データ作成）

橋梁・踏切等の位置図 電子データ（TIFデータファイル）等を用いて、橋梁および踏切の位置データを作成し、橋梁番号や踏切番号等について属性情報を付与するものとする。なお、詳細については、発注者との協議により決定するものとする。

また、作成した橋梁・踏切データは、現行システムに搭載し、動作確認を行うものとする。

第 7 章 成 果 品

第28条（成果品）

本業務における納入成果品は、次のとおりとする。

（１）業務報告書（A4版）	2部
（２）業務報告書（電子データ）	2部
（３）道路台帳平面図数値地形図データ	1式
（４）各種GISデータ	1式
（５）各種調書（簡易製本）	1式
（６）道路台帳平面図出力図（製本）	1式
（７）ゼンリンZmapTownⅡ	1ライセンス
（８）MMSビューワ	1ライセンス
（９）その他、委託者と受託者が協議のうえ必要と認めるもの	1式

※（８）MMSビューワは、以下の機能を有することとし、ビューワは、インストールの必要なく、HDDを動作端末に接続するのみで起動できるものとする。

- 点群データと全周囲画像の重畳閲覧機能
- 距離計測機能
- 断面点群表示機能